

建築士事務所登録申請手続き等についての留意点

廃業等届

廃業等の届出について

- ・建築士事務所が、下記の1~5に該当することになった場合、それぞれの届出者により、**廃業後30日以内**に廃業届の提出が必要です。（建築士法第23条の7）
その際、登録済副本（原本）を添付してください。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1. 建築士事務所にかかる業務を廃止した時 | 届出者：開設者 |
| 2. 建築士事務所の開設者が死亡したとき | 届出者：相続人 |
| 3. 建築士事務所の開設者が破産したとき | 届出者：破産管財人 |
| 4. 法人が合併による解散をしたとき | 届出者：役員であった者 |
| 5. 法人が破産または合併以外の事由による解散をしたとき | 届出者：清算人 |

- ・提出は1部です。控えが必要な場合は2部作成し提出してください。その際、郵送でお手続きされる場合は、重量分の切手を貼付し、送付先を明記した返信用の封筒を同封してください。
1部提出の場合、控えは発行いたしません。